

平成 27 年 10 月 20 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

公文書の偽造・改竄に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

公文書の偽造・改竄等

2 質問の要旨

1. 公文書の偽造は罪となるか。
2. 改竄行為によって実質偽造となることはあるか。
3. 公文書の偽造が罪となる、その構成要件は市は何と把握するのか。
4. 既存の文書の内容を改竄して、その中身の本質的部分の変更を行い、新たな証明力を有する文書を作成することは、偽造か。
5. 勤怠データは公文書として出退勤時間を証明する力を有しているか。
6. 職員課長は、何故職員課内に於いて改竄行為を修正という言葉で表したのか。職員課内がその言葉を選択した理由は何と職員課長は言っているか。職員課長の見解を明らかにせよ。
7. 「修正」と改竄行為を表現した職員課長は事実を改竄していたのか。
8. 小原芳則が行った改竄行為によって、再任用についての判断を誤らせる影響があったと考えるか、如何か。
9. 刑事訴訟法における公務員の告発義務は、軽微な犯罪について、確固たる証拠があればその義務はあるか。
10. 鎌倉市の歴史上、職員が公文書を改竄や偽造したことはあるか。全て明らかにせよ。又具体的内容も示せ。
11. 小原芳則が労組内でも処分を受けたと職員から伺ったが、それは事実か。
(副市長含み全ての職員の内誰か一人でも把握しているか。)

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

④ (平成 27 年 10 月 23 日まで) ・ 無
(理由：緊急質問を行う為。)